

障害者教育法パート B  
1997 年度修正に伴う  
権利保障に関する手続き上のお知らせ

1997 年、議会は障害者教育法 [Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)] に重要な変更を加えました。IDEA の目的は、障害を持つ全ての子供が**無料かつ適切な公教育 [free appropriate public education (FAPE)]**を受けられるようにすることです。FAPE の中には特別教育及び個々の特殊なニーズに対応するための関連サービスも含まれます。障害を持つ子供とその保護者の権利が守られるようにすることは、IDEA の大切な役割の一環です。この公文書は IDEA によって利用できる保障について説明します。

「権利保障に関する手続き上のお知らせ」は IDEA による義務事項の 1 つです。以下のトピックにおける権利保障に関する全ての説明が記されています。(IDEA, 20 U.S.C. 1415(d)(2))

1. お知らせ
2. 保護者の承諾
3. 保護者のミーティング参加及び学校関係の記録へのアクセス
4. 外部機関による教育評価
5. 苦情申し立ての機会
6. 調停
7. 適法手続によるヒアリング
8. 行政への上訴；公正な審理
9. 民事訴訟
10. 弁護士料の支払い
11. 適法手続による審理中、決定までの期間における生徒の扱い（「留保」）
12. 暫定的に新方式教育機関に入学する対象となっている生徒のための手続き
13. 保護者が子供を私立校に入学させ、学費を公の経費で支払う場合
14. 子供が成人した時点での保護者の権利移行

1. お知らせ

**権利保障に関する手続き上のお知らせ。**地域の教育庁 [local education agency (LEA)] は下記の場合、IDEA パート B の元で保護者が持つ権利の説明を記載した、この権利保障に関する手続き上のお知らせをお渡しします：

- (a) お子さんが障害を持っている可能性があるとして、就離学委員会 [Admissions and Release Committee (ARC)] に通知された場合；
- (b) 個別教育プログラム [individualized education program (IEP)] について話し合うため、LEA が保護者に ARC ミーティングの通知をした場合；
- (c) お子さんを再度評価する時期になった時（**再評価**）；
- (d) 保護者或いは LEA が、調停又は適法手続によりヒアリングを要請した場合。

LEA は以下のことが確実に行われるようにします：

- (a) 保護者がお知らせの内容を理解していること。
- (b) お知らせによる要求事項が満たされているという、書面による証拠があること。
- (c) 保護者の母国語或いは他のコミュニケーション手段が文字を媒体としない場合、お知らせは口頭又はその他の手段により、保護者の母国語或いは他のコミュニケーション手段に置き換えられるものとする。

**処置の提案又は拒否に関するお知らせ。**LEA は、以下の処置を実施する前に、お子さんに対してどのような処置がなされるか（又はなされないか）を書面で保護者にお知らせします。（**事前の書面による通知**）：

- (a) ARC への通知後、お子さんにテストをし、お子さんに関する情報を収集する。（**評価**）
- (b) 評価の後、お子さんに障害があり、特別教育と関連サービスが必要であるか否かを決定する。（**アイデンティフィケーション**）
- (c) お子さんに個別教育プログラムを提供するか、又はお子さんを特別教育及び関連サービスを提供

するプログラム（クラス）に入れる。

**(プレースメント)**

- (d) お子さんに無料かつ適切な公教育 (FAPE) を提供する。

書面による処置の提案又は拒否に関するお知らせには、以下の内容が含まれます。

- (a) LEA がお子さんのために提案（又は拒否）する処置についての説明
- (b) LEA がお子さんのためにその処置を提案（又は拒否）する理由
- (c) LEA が検討した他の処置方法についての説明、及びその処置方法が選ばなかった理由
- (d) LEA が提案（又は拒否）した処置のベースとして使用したそれぞれの評価手順、テスト、記録、或いは報告の説明
- (e) LEA が決定を下すのに使用した、その他全ての情報に関する説明
- (f) IDEA パート B のもとで障害を持つ生徒の保護者として、保護者がいくつかの権利を有するという声明、( お知らせが評価を行うための最初の通知である場合を除く )、及びその権利についての説明を入手する方法
- (g) IDEA のもとに定められている州及び連邦の規則を理解する上で援助を得るため連絡できる機関

---

## 2. 保護者の承諾

「承諾」とは以下のことを意味します。

- (a) 保護者は承諾を求められた処置に関する全ての情報を、保護者の母国語又は他のコミュニケーション手段によって与えられた。
- (b) 保護者は、承諾を求められた処置を実施するにあたり、それを理解したこと及び同意するということを書面で提示する。(承諾にはその処置方法を説明し、リリースされる記録を全てリストする。誰に対してリリースするのも記載する。)
- (c) 承諾は自発的行為であり、保護者はいつでもその許可を拒否又は取り消すことができる、ということを理解している。

LEA は以下のことを実施する前に保護者に書面による承諾を要求します。

- (a) お子さんに対し最初の評価を行い**(最初の評価)**、再評価する時期が来た時、再び評価する。

(b) お子さんの学校関係の記録へのアクセスを許可する。

- (c) お子さんを、最初は、特別教育及び関連サービスが提供されるプログラムに入れる。**(最初のプレースメント)**

最初の評価に対する保護者の承諾は、お子さんが特別に計画された指導及び関連サービスを受けるべく特別教育に入れるための承諾ではありません。

**再評価への承諾要請に応じなかった場合。** LEA が保護者の承諾を得るために適切な方法を講じたにもかかわらず、保護者がそれに応じなかった場合、LEA は保護者から書面による再評価の承諾を得る必要がありません。LEA は、以下のものを必要とします。

- (a) かけた電話又はかけようと試みた電話と、それらの電話による結果の詳細にわたる記録
- (b) 保護者に送付した手紙のコピーと、保護者から受け取った返事があれば、そのコピー
- (c) 保護者の自宅又は勤務先への訪問の記録と、それらの訪問の結果についての詳細にわたる記録

**承諾を必要としない場合。** お子さんの最初のプレースメントの後、お子さんに対して提供される特別教育プログラムの変更については、保護者の承諾は要請されません。しかし、LEA は提案又は拒否される変更について、保護者にお知らせする義務があります。

LEA は、IEP 開発のため ARC ミーティングに保護者が参加したことを示す IEP の書面にサインするよう求めることがあります。しかし、IEP に説明されている特別に作られた指導内容及び関連サービスを LEA が提供する上で、IEP の保護者のサインは必要ではありません。更に、LEA は ARC ミーティングの記録にサインするよう保護者に求めることもありますが、保護者のサインはミーティングに参加したことを示すのみであり、保護者の承諾又は同意の記録とはなりません。

**承諾の拒否又は撤回。** 書面による承諾の提出を拒否する場合、又は承諾を撤回する場合、LEA は調停又は適法手続によりヒアリングを要請することがあります。調停の結果、保護者が承諾を与えない場合、LEA は適法手続によりヒアリングを要請することがあります。LEA が適法手続によりヒアリングを要請

する場合、保護者の承諾なしでお子さんに対する評価、又はサービスの提供が行われる結果となる可能性があります。

LEA は調停又は適法手続によりヒアリングを要請する計画を立てる場合、保護者に通知します。保護者にも調停又は適法手続によりヒアリングを要請する権利があります。保護者が適法手続によるヒアリングの結果に同意しない場合、決定に対して上訴する権利もあります。

---

### 3. 保護者のミーティング参加及び学校関係の記録へのアクセス

**保護者のミーティング参加。**保護者は全ての ARC **ミーティング**に参加することができます。ARC ミーティングとは前もってアレンジされたミーティングであり、LEA のスタッフと保護者が同じ場所、同じ時間に集まって、お子さんのアイデンティフィケーション、評価、及び学校におけるプレースメントについて、更にお子さんに対する FAPE の提供についての話し合いや、決定をするものです。ARC ミーティングは、LEA のスタッフが協力して同ミーティングで話し合う提案を作成するような活動や話し合いの場ではありません。

LEA は ARC ミーティングの度に書面による通知をし、以下のような事により保護者が参加する機会を持つようになっています。

- (a) ミーティング開催について前もって知らせることにより、保護者が出席できる機会を必ず持つようにする。
- (b) ARC ミーティングがなるべく多くの参加者に都合な日時および場所で開催されるよう計画する。
- (c) 通知には、ミーティングの目的、開催時間と場所、及び出席者を記載する。

**お子さんの記録へのアクセス。**保護者は LEA が収集、維持、使用するお子さんの学校関係の記録を全て見ることができます。LEA は以下の通り、保護者にお子さんの記録をお見せします。

- (a) 不必要に遅れることなく見せる。
- (b) お子さんに関するミーティングの前に記録を見せる。

- (c) 調停又はヒアリングの前に見せる。
- (d) 保護者が記録を見ることを要請してから 45 日以内に見せる。

お子さんの学校関係の記録を全て見る権利には、以下の権利も含まれています。

- (a) 記録の説明を受けたり、意味を知る権利
- (b) コピーが得られなければ記録を見られない場合、LEA に情報を含む記録のコピーを要請する権利。
- (c) 第三者（保護者の代理人）に記録を見てもらう権利

学校関係の記録に二人以上の生徒についての情報が含まれている場合、保護者には自分の子供についての情報のみを見る、あるいは得る権利があります。

要請により LEA は、LEA が収集、維持、使用する全ての学校関係の記録の種類及び保管場所のリストを提供します。

LEA は保護者であれば子供の記録を見ることができるものと見なします。ただし、LEA に対し、これらの権利を認めない、離婚、別居、或いは保護などに関する裁判所の命令、ケンタッキー州法、又は法律的に有効な文書などの証拠が提出された場合は例外とします。

**アクセスの記録。**LEA は IDEA に基づいて収集、維持、又は使用された子供の学校関係記録へのアクセスを得た者全てを記録に残しています。記録にはアクセスを与えられた者の氏名、アクセスを与えられた年月日、及び何の目的で記録の使用が許可されたか、などが含まれます。保護者或いは LEA 職員が記録にアクセスした場合、LEA はアクセスの記録を維持しなくてもよいことになっています。

**料金。**LEA は記録のコピー代を要求することがありますが、料金が支払えない為、保護者が記録を見られないことはありません。LEA は記録を探したり入手したりするのに料金を課さないこともあります。

最初の評価が終わり、再評価も済んでいる場合、LEA は保護者に評価報告書のコピーを無料で提供しなければなりません。それから ARC が会合を持ち、全ての評価関係の情報を検討して、お子さんに障害があるかどうか、そして、その障害のために特別教育及

び関連サービスが必要かどうかを決定します。保護者には、ARC がお子さんに障害があり、特別教育が必要であるとどのように決定したか、又はお子さんに障害がないとどのように決定したかを説明した情報のコピーが無料で提供されます。お子さんの最初の IEP のコピー、そして IEP が改正される度に、コピーが無料で支給されます。

**保護者の要求による記録の修正。** お子さんの学校関係の記録にある情報が間違っていたり、誤解を招くようなものであったり、お子さんのプライバシー又は他の権利を侵害するものであると考えた場合、保護者は LEA に対し、その情報を訂正するよう要請することができます (**記録の修正**)。LEA はその情報を修正するかどうか、要請を受けてから 14 就労日以内に決定します。LEA は要請の通りに情報を修正したかどうか保護者に報告します。

LEA は保護者の要請通り情報を修正することを拒否した場合、書面によって記録の修正をしないことに決めた理由を説明します。LEA は更に、お子さんの学校関係記録の情報を異議を唱えるため、保護者にヒアリングを持つ権利があることも説明します (**記録修正ヒアリング**)。要請すれば LEA は、要請のあった日から 14 日以内に記録修正ヒアリングを開きます。記録修正ヒアリングは適法手続によるヒアリングと同じではありません。

**記録修正ヒアリングの結果。** 記録修正ヒアリングの結果、LEA は、情報が間違っていたり、誤解を招くものであったり、お子さんのプライバシー又は他の権利を侵害するものであると認めた場合、情報の修正を行って保護者に書面で通知します。

記録修正ヒアリングの結果、LEA は、情報が間違っておらず、誤解を招くものではなく、お子さんのプライバシー又は他の権利を侵害するものでないと決定した場合、保護者がお子さんの記録に、その情報についてのコメント、又は LEA の決定に同意しない理由を載せることができる権利について LEA は保護者に書面で通知します。

記録修正ヒアリングの結果、お子さんの学校関係記録に保護者が載せる説明書きは、同記録又は議論となった記録の部分が LEA に保管される限り、その記録の一部として LEA に保管されます。同記録又は議

論を呼んだ部分が LEA によって他者に公開される場合、保護者の説明又はコメントも公開されます。

---

#### 4. 外部機関による教育評価

保護者が LEA の評価に同意しない場合、公費で外部機関にお子さんの教育評価をしてもらう権利があります。「**外部機関による評価**」とは、お子さんの教育に責任がある LEA の職員以外の、資格のある検査官によって実施される評価です。問い合わせれば、LEA は外部機関による教育評価がどこで得られるかについて情報を提供してくれます。公費による外部機関の教育評価に使われる規準は、LEA がお子さんを評価する際に用いる規準と同じです。この規準には評価を実施する場所及び検査官の資格などが含まれています。

しかし、LEA の評価が適切なものであることを示すため、適法手続によるヒアリングを要請することができます。ヒアリングの担当者が LEA の教育評価が適切であるという判断を下しても、保護者には外部機関に教育評価をしてもらう権利はありますが、公費を使うことはできなくなります。ヒアリングの担当者の判断に同意しない場合、保護者には上訴する権利があります。

私費で外部機関による教育評価を得た場合、その評価結果は：

- (a) LEA がお子さんのための無料かつ適切な公教育の提供について決定を下す場合、考慮に入れられる。
- (b) お子さんに関する適法手続によるヒアリングで証拠として提示されることがある。

ヒアリングの担当者がヒアリングの一部として外部機関による教育評価を要請する場合は、評価の経費は公費で支払われることとなります。

---

#### 5. 苦情申し立ての機会

お子さんのアイデンティフィケーション、評価、プロセスメント、又はお子さんに対する無料かつ適切な公教育の提供に関して苦情を申し立てることもできます。公式な苦情は、例外的生徒へのサービス部門 (the Division of Exceptional Children Services) のスタッ

フによって調査され、報告書が作成されます。調停又は適法手続によるヒアリングに発展させるべく苦情申し立てをすることもできます。(6. 調停及び 7. 適法手続のヒアリングを参照のこと)

**公式な苦情。**LEA が IDEA の要求事項に沿わなかったと考えられる場合、保護者自身、又は別の個人、或いは組織は、書面に署名し苦情を提出することができます。苦情は下記に提出します。

DIRECTOR  
DIVISION OF EXCEPTIONAL CHILDREN SERVICES  
8TH FLOOR, CAPITAL PLAZA TOWER  
500 MERO STREET  
FRANKFORT, KENTUCKY 40601  
(電話 : 502/564-4970)

苦情には以下のものが含まれます。

- (a) LEA が IDEA の要求事項に沿わなかったという申し立て状
- (b) その申し立ての根拠となる事実

例外的生徒へのサービス部門は、苦情が提出されてから 60 暦日以内に以下の措置を取ります。

- (a) 独自の現場検証を行う。ただし、そのような検証が必要であると判断した場合のみである。
- (b) 保護者もしくは苦情を提出した人に対し、口頭又は書面で、苦情の陳述に関する追加情報を提出する機会を与える。
- (c) 関連情報を全て検討し、LEA が IDEA の要求事項に沿わなかったかどうかについて独自の決定をする。
- (d) 保護者もしくは苦情を提出した人に対し、苦情の各陳述に対する決定を書面により送付する。

上記の書面による決定内容には以下のものが含まれます。

- (a) 調査結果から得られた事実及び結論
- (b) 最終決定に至った理由
- (c) 最終決定を効果的に実施する上での手続き。必要であれば、要求事項に従うようにするための技術的補助活動、交渉、及び是正措置が含まれる。

例外的生徒へのサービス部門は、苦情に関して例外的な状況がある場合に限り、上記の 60 暦日の期限を延長する場合があります。

---

## 6. 調停

**調停**とは、お子さんのアイデンティフィケーション、評価、プレースメント、あるいはお子さんに対する無料かつ適切な公教育の提供に関するについての意見の相違を解決するため、保護者と LEA に対して与えられているオプションです。調停はしなければならないものではありませんが、適法手続によるヒアリングが要請される毎に利用できるようになっていきます。保護者と LEA は、双方合意の上、意見の相違を解決するために、調停又はその他の非公式な方法を使うことができます。

**書面による調停の同意。**調停において LEA との間で同意に達したことについては、1つ1つ書面に記載されます。調停のセッションにおける話し合いは公開されず、後に行われる適法手続によるヒアリング又は民事訴訟で証拠として使われることはありません。保護者も LEA も、調停が始まる前に秘密保持の同意書に署名するよう要請される場合があります。

調停とは、

- (a) 当事者が自発的に実施するものである。
- (b) 保護者の適法手続によるヒアリングの権利を否定したり遅らせたりするために使われるものではない。又は IDEA に基づくその他のいかなる権利を否定するものでもない。
- (c) 効果的な調停の訓練を受けた、資格のある公正な調停者によって実施される。
- (d) 当事者に都合の良い場所で開かれるべく、すばやく予定が立てられる。つまり、調停セッションの手配は通常、調停者が指名されてから 15 暦日以内に完了する。

**資格のある調停者。**例外的生徒へのサービス部門には、資格があり、特別教育と関連サービスの提供に関する法律及び規則の知識が豊富な調停者のリストがあります。例外的生徒へのサービス部門は、リストの中からランダムに調停者を指名し、調停の費用を支払います。調停者がそのリストからランダムに選ばれない場合、保護者と LEA が調停者の選択に関与し、選ばれる調停者について同意しているものとします。

調停のためのガイドラインのコピーが、LEA 又は例外的生徒へのサービス部門で入手できます。調停を要請する場合、保護者と LEA は共に要請書を下記まで提出することになっています。

DIRECTOR  
DIVISION OF EXCEPTIONAL CHILDREN SERVICES  
8TH FLOOR, CAPITAL PLAZA TOWER  
500 MERO STREET  
FRANKFORT, KENTUCKY 40601  
(電話 : 502/564-4970)

---

## 7. 適法手続によるヒアリング

保護者も LEA も、お子さんのアイデンティフィケーション、評価、プレースメントについて、もしくはお子さんに対する無料かつ適切な公教育の提供について、その開始又は変更の LEA の提案 (或いは拒否) に関して、適法手続によるヒアリングを開くことができます。

**適法手続によるヒアリングを要請するには。** 保護者、又は弁護士或いはお子さんを代表する方が、例外的生徒へのサービス部門ディレクターに、適法手続によるヒアリングの要請書を送ります。適法手続によるヒアリングを要請する上で役立つ用紙が以下から入手できます。

DIRECTOR  
DIVISION OF EXCEPTIONAL CHILDREN SERVICES  
8TH FLOOR, CAPITAL PLAZA TOWER  
500 MERO STREET  
FRANKFORT, KENTUCKY 40601  
(電話 : 502/564-4970)

適法手続によるヒアリングの要請書には、以下の内容が明記されていなければなりません。

- (a) お子さんの氏名、現住所、及びお子さんの通う学校名
- (b) LEA が開始或いは変更しようとしている提案 (又は拒否) についての問題の説明。
- (c) その問題に対し保護者が提案した、その時点の知識における最高の解決方法。

LEA は以下の場合、保護者に無料又は低コストの、利用できる法律上又はその他のサービスを紹介します。

- (a) 保護者が情報を要請した場合

- (b) 保護者又は LEA が適法手続によるヒアリングの要請をした場合

**公平なヒアリング担当者。** 例外的生徒へのサービス部門により、公平なヒアリング担当者が選ばれ、訓練を受けて、指名されます。以下の者が適法手続によるヒアリングの担当者になることはできません。

- (a) お子さんの教育にかかわっているか、担当している、LEA 又はケンタッキー州教育委員会の職員
- (b) ヒアリングでの客観性に、個人的又は職業上の利害衝突がある者

上記に該当せず、適法手続によるヒアリングを実施する上で資格がある人は、ヒアリングの担当者として LEA から報酬を受けているからといっても、LEA の職員とは見なされません。LEA にはヒアリング担当者になれる人のリストがあり、その各人の資格内容も載っています。

**ヒアリングにおける権利。** 保護者も LEA も以下のことを実施する権利があります。

- (a) 弁護士又は障害を持つ子供の問題に関して特別な知識を持っているか、訓練を受けている人にヒアリングに同伴してもらい、助言を受ける権利
- (b) 証拠提示、対審、反対尋問、および証人の出廷要請
- (c) ヒアリングの 5 日前までに保護者又は LEA に提示されていない証拠の提示を禁止する権利
- (d) ヒアリングの全発言記録を、書面により、又はもし電子記録の方がよければ、電子記録で入手する権利
- (e) ヒアリングの事実と決定事項について、書面により、又はもし電子記録の方がよければ、電子記録で入手

適法手続によるヒアリングの最低 5 就労日前には、保護者と LEA はお互いに以下のことを明らかにする必要があります。

- (a) その日までに終了している全ての評価
- (b) ヒアリングで使用することを意図している、評価に基づく勧告

この要求事項が満たされていない場合、ヒアリング担当者は、ヒアリング時に、保護者又は LEA の承諾なしに関連した評価もしくは勧告の提示を許可しない場合があります。

適法手続によるヒアリングの要請は秘密事項として扱われます。しかし、保護者はヒアリングに関わっている場合、以下の権利があります。

- (a) ヒアリングの対象であるお子さんを出席させる。
- (b) ヒアリングを一般公開する。

ヒアリングは保護者とお子さん、LEA、及びヒアリング担当者に都合のよい場所、日程で開催されます。

例外的生徒へのサービス部門がヒアリング開催の要請を受理してから45日以内に、ヒアリング担当者は最終決定を下し、その決定内容のコピーを保護者、LEA、及び例外的生徒へのサービス部門に送付します。しかし、保護者又はLEAが要請した場合、ヒアリング担当者は、ヒアリング要請受理から45日以内という期限を延長することがあります。ヒアリング担当者の決定は最終的なものとなります。ただし、保護者又はLEAが行政への上訴の手続に基づいて上訴する場合は最終決定とはなりません。

適法手続によるヒアリングについての詳細情報をご希望の場合は、LEA又は例外的生徒サービス部門にお問い合わせください。

---

## 8. 行政への上訴 ; 公正な審理

保護者又はLEAが、適法手続によるヒアリングで提示された事実及び決定に同意しない場合、例外的生徒のための上訴理事会 (Exceptional Children Appeals Board) に上訴することができます。例外的生徒へのサービス部門が、ヒアリング担当者の決定を受け取ってから30暦日以内に、例外的生徒のための上訴理事会まで、上訴を書面により、書留郵便で送付してください。

申し立ての要請をするには、保護者又は保護者の弁護士、或いはお子さんの代理人が、書面による上訴の要請を下記まで送る必要があります。

EXCEPTIONAL CHILDREN APPEALS BOARD  
DIVISION OF EXCEPTIONAL CHILDREN SERVICES  
8TH FLOOR, CAPITAL PLAZA TOWER  
500 MERO STREET  
FRANKFORT, KENTUCKY 40601  
(電話番号 : 502/564-4970)

上訴の要請をする場合、例外的生徒のための上訴理事会は、ヒアリングについて、公正かつ公平な検討を実施します。書面による上訴要請を受理してから30日以内に、例外的生徒のための上訴理事会はヒアリング担当者の提示した諸事実と決定について検討し、最終決定を出します。ただし、保護者又はLEAが要請した場合、ヒアリング担当者はこの期限を、ヒアリングの要請を受理してから30日以内という期限を延長する場合があります。決定の内容を記載した文書のコピーは保護者、LEA、及び例外的生徒へのサービス部門に送付されます。

保護者又はLEAが更に行政への上訴をするか、裁判所における民事訴訟を起こさない限り、例外的生徒のための上訴理事会の決定は最終的なものとなります。

---

## 9. 民事訴訟

保護者又はLEAが、例外的生徒のための上訴理事会の決定に同意しない場合、更に上訴をするか、州裁判所或いは連邦地方裁判所で民事訴訟を起こす権利があります。

**行政措置の限界。** 保護者は障害を持つお子さんの権利を保護する他のあらゆる連邦法のもとで民事訴訟を起こす権利があります。例えば1990年の障害を持つ米国民のための法律、1973年のリハビリテーション法タイトルV、その他の、障害を持つ子供の権利を保護する連邦法です。しかし、お子さんがIDEAのもとでサービスを受ける資格がある場合、ほとんどのケースでは上記のような連邦法にもとづいて民事訴訟を起こす前に、適法手続によるヒアリング及び行政への上訴を経る必要があります。**(行政措置の限界)**

---

## 10. 弁護士料の支払い

**一般的な場合。** 米国地方裁判所は、障害者教育法 [Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)] パートBに従って起こされた訴訟又は訴訟手続において、主な当事者である障害を持つ子供の父兄、保護者に適切な金額の弁護士料を支払うことがあります。

**弁護士料及び関連費用支払の禁止。**以下の場合、IDEA の元で起こされた訴訟又は訴訟手続において、保護者側に対する書面による解決の提案の後で提供されたサービスについて、弁護士料の支払がなされず、関連費用の払戻も行われなないことがあります。

- (a) 提案が行政又は司法訴訟手続開始から 10 日より前に行われた場合。
- (b) 提案が 10 日以内に承認されない場合。
- (c) 裁判所又は行政管轄のヒアリング担当者が、保護者が最終的に得た解決措置は、保護者にとって解決の提案より劣ると判断した場合。

しかし、保護者が主な当事者であり、書面による解決の提案の否定が正当化される場合は、弁護士料及び関連費用は保護者に支払われます。

ARC ミーティングに関係する弁護士料は支払われなないことがあります。ただしそのミーティングが行政上の訴訟手続又は司法管轄下での訴訟の結果として開かれた場合、或いは適法手続によるヒアリング要請の提出前に行われた調停の結果として開かれた場合はその限りではありません。

**弁護士料支払額の減額。**裁判所は以下のことを発見した場合、IDEA のもとで支払われる弁護士料支払額を減額することがあります。

- (a) 保護者が、訴訟又は訴訟手続の間にある意見の不一致に対する最終解決方法を不当に遅らせた場合
- (b) 弁護士料としての金額が高すぎる場合
- (c) 訴訟又は訴訟手続の内容にしては時間がかかりすぎ、提供された法的サービスが多すぎる場合
- (d) 保護者を代表する弁護士が、適法手続によるヒアリング要請において、以下を含む適切な情報を提供しなかった場合
  1. お子さんの氏名、現住所、及び就学中の学校名
  2. LEA が開始或いは変更を提案（又は拒否）している問題の説明及び問題に関する事実。
  3. 問題に対し、その時点の知識で提案できる最高の解決方法

しかし、裁判所が、州又は LEA が訴訟又は訴訟手続の最終解決を不当に遅らせたこと、或いは IDEA に違反があったことを発見した場合、弁護士料支払額を減額しない場合があります。

---

## 11. 適法手続による審理中、決定までの期間における生徒の扱い（「留保」）

お子さんが行政又は司法上の手続に関わっている場合、お子さんの現在の教育機関におけるプレースメントを変更しないものとします。ただし、保護者又は LEA が別途同意した場合は、その限りではありません。次のセクションに説明されている、暫定的に新方式教育機関に入学する対象となっている生徒のための手続に該当する場合は除きます。

行政又は司法上の手続が LEA への最初の登録申請を含む場合、お子さんは、保護者の承諾をもって、全ての手続が完了するまで LEA に在籍するものとします。

---

## 12. 暫定的に新方式教育機関に入学する対象となっている生徒のための手続き

**就学日 10 日間未満の一時的移動。**教育機関のスタッフは、お子さんを現在の教育機関におけるプレースメントから、就学日 10 日以内の適切な暫定的新方式教育機関、又は別の機関へ移動するか、停学させるよう命ずることができます。（これは障害のない生徒にも適用される範囲の措置です）障害のあるお子さんを一学年内に 10 就学日未満現在の教育機関から移動させることは、IDEA のもとでプレースメントの変更を意味するものではありません。

**最高 45 日間の暫定的新方式教育機関への移動。**障害を持つお子さんは、以下の内容に該当する場合、最高 45 日間に渡って暫定的新方式教育機関へ移動させられることがあります。

- (a) 学校内或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関に、**武器**を持ち込んだ場合
- (b) 学校内或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関で、**不法薬物**を、そうと知りながら所持又は使用、又は**統制薬物**を売却、あるいは**売却を勧めた**場合
- (c) 現在のプレースメントが、お子さん又は他の生徒が**負傷する結果**となる危険度がかなり高い場所である場合

以下の定義が適用されます。

- (a) 「**統制薬物**」とは、統制薬物法 (21 U.S.C. 812 (c)) のセクション 202(c) におけるスケジュール I、II、



III、IV、Vにより定義づけられた薬物その他の物質を意味する。

- (b) 「**不法薬物**」とは統制薬物であるが、資格のあるヘルスケア関係の専門家による監視のもとで合法的に所持又は使用できる薬物、又は統制薬物法或いは連邦法のその他の条項のもと或いは他の権限のもとで、合法的に所持又は使用できる薬物を除いたものを意味する。
- (c) 「**武器**」とは、死亡させるか重傷を負わせるために使われる、或いはその可能性がある生物又は無生物の武器、道具、機器、品物、物質を意味する。ただし、この用語は刃の長さが2インチ半以下のポケットナイフは含まない。(米連邦法典タイトル 18、セクション 930、第一サブセクション (g) のパラグラフ (2) による)。

**武器、不法薬物、及び統制薬物。** お子さんが学校内或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関に**武器**を持ち込んだ場合、もしくは学校内で或いは LEA 又は州の管轄管轄下の学校機関で、**不法薬物**を、そうと知りながら所持又は使用、又は統制薬物を売却あるいは売却を勧めた場合、学校機関のスタッフはお子さんのプレースメントを暫定的新方式教育機関へ変更することを命じる権限があります。この変更は、懲罰を受ける障害のない生徒に対するものと同じ期間で、最高 45 日間となっています。

薬物又は武器が理由で、学校機関のスタッフがプレースメントの変更を命じる場合、就離学委員会 [Admissions and Release Committee (**ARC**)] が会合を開き、どのような暫定的新方式教育機関にするかを決定します。ARC は以下のような暫定的新方式教育機関を選びます。

- (a) 別の機関であっても、お子さんが一般教科課程で継続して学べ、IEP で設定された目標を満たすため、お子さんの現在の IEP に記載された内容を含むサービスを受けたり、修正課程で授業を受けられる機関。
- (b) プレースメント変更の原因となったお子さんの行動に対処するサービスや修正課程を含む機関。そういった行動が再び生じないようにするためである。

**問題行動の評価と問題行動阻止プラン。** 学校機関のスタッフが、障害のない生徒に対する変更と同期間であるが 45 日以内に渡る暫定的新方式教育機関への

お子さんのプレースメント変更を命じた場合、ARC は命じられる前か、命じられてから 10 日以内に会合を持たなければなりません。この結果をもたらしたお子さんの行動に対して、LEA がお子さんのために実用的な問題行動評価の実施と問題行動阻止プランの作成を行っていない場合、ARC は評価プランと適切な問題行動阻止を実施し、問題行動に対処します。しかし、お子さんのために既に問題行動阻止プランが作成済みであれば、ARC はそのプランを検討し、問題行動に対処するため、必要に応じて修正を加えます。

**お子さん又は他の生徒が負傷を負う結果となる危険が高い場合のプレースメント。** 学校機関のスタッフが、現在の学校機関においてお子さんのプレースメントを継続すれば、お子さん又は他の生徒が**負傷を負う結果**となる危険が高いと判断した場合、適法手続によるヒアリングが要請されることがあります。適法手続によるヒアリングの担当者は、以下のように**判断**又は**考慮**した場合、45 日以内に渡る暫定的新方式教育機関へのお子さんのプレースメント変更を命じる場合があります。

- (a) LEA 提示した**充分な証拠**により、お子さんの現在のプレースメントを継続すれば、お子さん又は他の生徒が負傷を負う結果となる危険が高いことを示した、と判断した場合。
- (b) お子さんの現在のプレースメントの適正を検討する場合。
- (c) LEA が、補助的エイドやサービスの使用などによって、お子さんの現在のプレースメントにおける負傷の危険を最低に抑えるための適切な努力をしたかどうかを検討する場合。
- (d) 以下により暫定的新方式教育機関を決定した場合。
- 別の機関であっても、お子さんが一般教科課程で継続して学べ、IEP で設定された目標を満たすため、お子さんの現在の IEP に記載された内容を含む、サービスを受けたり修正課程で授業を受けられる機関。
  - プレースメント変更の原因となったお子さんの行動に対処するサービスや修正課程を含む機関。そういった行動が再び生じないようにするためである。

「**充分な証拠**」とは、十二分な必要以上の証拠を意味する。

ヒアリング担当者が、薬物又は武器を理由にプレースメントの変更を命ずる場合、就離学委員会 (ARC) は会合を開いて、どのような暫定的新方式教育機関にするかを決定します。ARC は以下のような暫定的新方式教育機関を選びます。

- (a) 別の機関であっても、お子さんが一般教科課程で継続して学べ、IEP で設定された目標を満たすため、お子さんの現在の IEP に記載された内容を含む、サービスを受けたり修正課程で授業を受けられる機関。
- (b) プレースメント変更の原因となったお子さんの行動に対処するサービスや修正課程を含む機関。そういった行動が再び生じないようにするためである。

**障害の現われについての決定に関する検討。** 学校機関のスタッフが、以下の問題を起こした障害のあるお子さんに対し懲戒措置をとろうとする場合、保護者への通知と ARC の会合が必要となります。

- (a) 学校内に或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関に**武器**を持ち込んだ場合
- (b) 学校内で或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関で、**不法薬物**を、そうと知りながら所持又は使用、又は**統制薬物**を売却あるいは売却を勧めた場合
- (c) 現在のプレースメントが、お子さん又は他の生徒が**負傷する結果**となる危険度がかなり高い場所である場合
- (d) お子さんが、全ての生徒に適用される地域教育庁の**規則又は行動規準に違反する**ような行動を取り、お子さんに対して学年内における就学日 10 日以上**の懲戒措置**をとることが検討されている場合。

学校機関のスタッフが懲戒措置をとることを検討した場合、その措置をとる決定がなされる日までにその決定と IDEA によるその他全ての権利保障に関する手続について、保護者に通知されなければなりません。また、措置をとる決定がなされたら、できれば直ちに、遅くともその日から 10 日以内に、ARC 及びその他の資格のあるスタッフにより、お子さんの障害と懲戒措置をとる原因となった問題行動との関係について検討されることになっています。

**検討の進め方。** お子さんの障害と、懲戒の対象となった問題行動との関係を検討する上で、ARC が、以下の考慮、決定をした場合のみ、問題行動にはお子さんの障害が現われて**いなかった**と決定します。

- (a) まず、懲戒措置の対象となった問題行動にかかわる、以下を含む全ての関連情報を考慮する。
  - 1. 評価及び診断結果。保護者が保持しているその他全ての調査結果又は関連情報を含む。
  - 2. お子さんを観察した記録
  - 3. お子さんの IEP 及びプレースメント
- (b) それから、以下を決定する。
  - 1. 懲戒措置の対象となった問題行動に関して、お子さんの IEP 及びプレースメントが適切なものであり、特別教育サービス、補助エイド及びサービス、問題行動阻止方法が、お子さんの IEP とプレースメントに沿って提供されている。
  - 2. お子さんの障害は、問題行動の影響と結果を理解する能力を損なわなかった。
  - 3. お子さんの障害は、懲戒措置をもたらした問題行動をコントロールする能力を損なわなかった。

**問題行動が障害の現われであるという決定。** ARC が、問題行動が障害の現われである（障害が原因で、又は障害の結果として問題行動が起きた）と決定すると、障害のない生徒に適用される懲戒措置が、お子さんに対して**適用されないことがあります**。

**問題行動が障害の現われでないという決定。** ARC が、問題行動が障害の現われでない（障害が原因となつて、又は障害の結果として問題行動が起きたのではない）と決定すると、障害のない生徒に適用される懲戒措置が、障害のない生徒に適用されるのと同じ方法で、お子さんに対して**適用されることがあります**。ただし、**無料かつ適切な公教育を利用する権利はあります**。

ARC が、問題行動が障害の現われでないと決定し、LEA が全ての生徒に適用される懲戒措置を実施する場合、LEA は障害を持つお子さんの特別教育及び懲戒記録を、懲戒措置について最終的な決定を下す担当者に間違いなく送付するようにします。

**保護者の上訴。** 保護者は、お子さんの問題行動が障害の現われでないという決定、又は暫定的新教育機

関へのプレースメントに関するその他の決定について同意しない場合、ヒアリングを要請することができます。要請すれば例外的生徒へのサービス部門及び LEA が**緊急ヒアリング**を開きます。

**障害の現われに関する検討。** 障害の現われについての決定に関する検討を行う際、ヒアリング担当者は、ARC が以下のように検討、決定した場合に限り、LEA がお子さんの問題行動が障害の現われであることを提示したかどうかを決定することになっています。

- (a) まず、懲戒措置の対象となった問題行動にかかわる、以下を含む全ての関連情報を考慮した場合。
1. 評価及び診断結果。保護者が提供したその他全ての調査結果又は関連情報を含む。
  2. お子さんを観察した記録
  3. お子さんの IEP 及びプレースメント
- (b) それから、以下を決定した場合。
1. 懲戒措置の対象となった問題行動に関して、お子さんの IEP 及びプレースメントが適切なものであり、特別教育サービス、補助エイド及びサービス、問題行動阻止方法が、お子さんの IEP とプレースメントに沿って提供されている。
  2. お子さんの障害は、問題行動の影響と結果を理解する能力を損なわなかった。
  3. お子さんの障害は、懲戒措置をもたらした問題行動をコントロールする能力を損なわなかった。

**暫定的新方式教育機関へのプレースメントを決定したことに** **関する検討。** 懲戒措置により、障害のない生徒に対する期間と同じ期間、ただし最高 45 日間まで、暫定的新方式教育機関へのプレースメントに変更する決定を検討するに当たり、ヒアリング担当者は以下のことを考慮、決定しなければなりません。

- (a) LEA が提示した**十分な証拠**により、お子さんの現在のプレースメントを継続すれば、お子さん又は他の生徒が負傷を負う結果となる危険が高いことを示した、と判断する。
- (b) お子さんの現在のプレースメントの適正さを検討する。
- (c) LEA が、補助的エイドやサービスの使用などによって、お子さんの現在のプレースメントにおける負傷の危険を最低に抑えるための適切な努力をしたかどうかを検討する。

(d) 以下により暫定的新方式教育機関を決定する場合。

1. 別の機関であっても、お子さんが一般教科課程で継続して学べ、IEP で設定された目標を満たすため、お子さんの現在の IEP に記載された内容を含むサービスを受けたり修正課程で授業を受けられる機関。
2. プレースメント変更の原因となったお子さんの行動に対処するサービスや修正課程を含む機関。そういった行動が再び生じないようにするためである。

**上訴申告中のプレースメント。** 障害のあるお子さんが、学校内に或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関に**武器**を持ち込んだ場合、学校内で或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関で、**不法薬物**を、そうと知りながら所持又は使用、又は**統制薬物**を売却あるいは売却を勧めた場合、あるいは現在のプレースメントが、お子さん又は他の生徒が**負傷する結果**となる危険度が高い場合において、暫定的新方式教育機関又は障害が問題行動の原因となっているという決定に不服で、懲戒措置に関するヒアリングを要請する場合、お子さんはヒアリング担当者の決定を待つ間、或いは学校機関のスタッフもしくはヒアリング担当者が決めた期間が終了するまで、どちらか早い方まで、暫定的新方式教育機関に留まります。ただし、保護者及び LEA が他の処置に同意した場合はその限りではありません。

**現在のプレースメント。** 学校機関のスタッフが、暫定的新方式教育機関へのプレースメントの期間が終了した後、お子さんのプレースメント変更を提案し、お子さんが、学校内に或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関に**武器**を持ち込んだこと、又は学校内で或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関で、**不法薬物**を、そうと知りながら所持又は使用、又は**統制薬物**を売却あるいは売却を勧めたこと、又は現在のプレースメントが、お子さん又は他の生徒が**負傷する結果**となる危険度が高いことが原因で、暫定的新方式教育機関に入ることになった場合、プレースメント変更の提案に不服を申し立て、未決定の間、お子さんは現在のプレースメント（暫定的新方式教育機関へのプレースメントの前）に留まることになっています。しかし、学校機関のスタッフが現在のプレースメント（暫定的新方式教育機関への移動前のプレースメント）ではお子さんにとって危険であると主張する

場合、適法手続による審議が未決定の期間、LEA は **緊急ヒアリング**を要請することがあります。

**緊急ヒアリング**では、お子さんを暫定的新方式教育機関又はヒアリング担当者の命ずる別の適切なプレースメントに入れるかどうかを決定するため、ヒアリング担当者は以下のことをします。

- (a) LEA が提示した**十分な証拠**により、お子さんの現在のプレースメントを継続すれば、お子さん又は他の生徒が負傷を負う結果となる危険が高いことを示した、と判断する。
- (b) お子さんの現在のプレースメントの適正さを検討する。
- (c) LEA が、補助的エイドやサービスの使用などによって、お子さんの現在のプレースメントにおける負傷の危険を最低に抑えるための適切な努力をしたかどうかを検討する。
- (d) 以下により暫定的新方式教育機関を決定する場合。
  1. 別の機関であっても、お子さんが一般教科課程で継続して学べ、IEP で設定された目標を満たすため、お子さんの現在の IEP に記載された内容を含むサービスを受けたり修正課程で授業を受けられる機関。
  2. プレースメント変更の原因となったお子さんの行動に対処するサービスや修正課程を含む機関。そういった行動が再び生じないようにするためである。

**特別教育及び関連サービスを受ける資格のない生徒の保護**。IDEA のもとで特別教育及び関連サービスを受ける資格があるとまだ判断されていないお子さんが、学校内に或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関に**武器**を持ち込むこと、学校内で或いは LEA 又は州の管轄下の学校機関で、**不法薬物**を、そうと知りながら所持又は使用、又は**統制薬物**を売却あるいは売却を勧めることを含む、LEA の**規則又は行動規準に違反**する行動を起こした場合において、LEA が、お子さんが懲戒措置に至る行動を起こす前に、お子さんに障害があることを知っていれば（下記説明の通り）、保護者は IDEA によって提供される保障を得られるよう**主張することができます**。

以下の場合、LEAはお子さんに障害があることを知っているから見なされます。

- (a) 保護者又はお子さんが、LEA のスタッフ宛に、お子さんが特別教育及び関連サービスを必要としていると、書面で（保護者が文盲であるか、障害があるためにこの要求事項を満たせない場合は除く）伝えた場合。
- (b) お子さんの行動或いは成績から、特別教育及び関連サービスを必要としていると考えられる場合。
- (c) 保護者が、お子さんに障害があり、その障害のために特別教育及び関連サービスを必要としているかどうか判断するための評価を要請した場合。
- (d) お子さんの教師又は他の LEA スタッフが、LEA の特別教育ディレクター或いは他の LEA スタッフに対し、お子さんの行動もしくは成績についての心配を表わした場合。

お子さんに懲戒措置をとる前に LEA がお子さんに障害があることを知らなかった場合、お子さんは、同様の問題行動を起こした障害のない生徒が受ける懲戒措置と同様の懲戒措置を受けることとなります。しかし、お子さんが懲戒措置を受ける対象となっている間に評価の要請が出された場合、評価は**迅速な方法**で実施されることとなります。

LEA によって実施された評価から得た情報と、保護者が提供した情報を検討して、お子さんに障害があるという判断がなされた場合、LEA は IDEA の条項に基づいて特別教育及び関連サービスを提供します。評価の結果を待つ間、お子さんは学校機関のスタッフが決めた教育機関にそのまま残ることになります。

**法律の執行及び裁判所の権限**。IDEA は LEA が障害を持つ生徒が犯した犯罪について、適切な権威筋に報告することを禁止しない上、ケンタッキー州の法律執行及び裁判所の権威者による、障害を持つ生徒が犯した犯罪に連邦法及びケンタッキー州法を適用することに関わる職務遂行を妨げないものとします。

LEA は、障害を持つ生徒が犯した犯罪について報告する際、生徒の特別教育及び懲戒措置記録のコピーを、犯罪を報告する権威筋に送付するものとします。

### 13. 保護者が子供を私立校に入学させ、学費を公費で支払う場合

**子供のアイデンティフィケーション及び評価。**お子さんが、ケンタッキー州で、宗教系学校を含む私立校の初等、中等、及び高等学校に就学している場合、子供のアイデンティフィケーション及び評価に関する IDEA の要求事項はお子さんにも適用されます。

**子供が LEA によって私立校に入学したか、照会された場合。** 特別教育及び関連サービスを障害のある子供全てに提供することを要求している、IDEA 又はその他適用される法律の要求事項を満たす方法として、LEA が、お子さんを他の公立校、私立校、又は州或いはお子さんの属する LEA による施設に入学させたか、照会した場合、特別教育及び関連サービスは、個別教育プログラム [individualized education program (IEP)] に従って保護者には無料で提供されます。

**LEA の同意又は照会なくして私立校に就学した子供の学費支払い。** LEA が、無料かつ適切な公立の学校又は施設を子供が利用できるようにしたが、保護者が子供を私立校又は施設に就学させることを選んだ場合、LEA は私立校又は施設に就学中の障害を持つ子供に対し、特別教育及び関連サービスを含む学費の支払いは義務づけられていません。

**私立校に就学した場合の学費の払い戻し。** 保護者と LEA が、子供のための無料かつ適切な公立教育機関について、或いは私立校へのプレースメントにおける経済的責任について同意に達しない場合、調停あるいは適法手続によるヒアリングを要請することができます。障害を持つお子さんが以前に LEA の権限の元で特別教育及び関連サービスを受けており、保護者が LEA の同意或いは照会なく私立の初等、中等、又は高等教育機関に入学させた場合、ヒアリング担当者又は裁判所は LEA に対し、その私立校への入学前、LEA が迅速にお子さんに無料かつ適切な公立教育機関を利用させられなかったという決定を下した場合、入学費の払い戻しを要請することがあります。

以下のことがあると、払い戻し金額は、減額又は拒否される場合があります。

- (a) お子さんを LEA から移動させられる前に保護者が出席した中で最も最近開かれた ARC ミーティ

ングで、LEA によるお子さんへの無料かつ適切な公教育機関のプレースメントを提供するという提案を拒否したことを保護者が ARC に報告しなかった場合。保護者が更にその問題の説明及びお子さんを公費で私立校に入学させる意図の報告もしなかった場合。

- (b) お子さんが LEA から移動させられる日より 10 就労日（就労日が祝日になる場合は、その日を含む）前までに、保護者が LEA に (a) に記載された情報を書面で通知しなかった場合。
- (c) お子さんが LEA から移動させられる前に、LEA がお子さんを評価する意図の提案（適切かつ正当な評価の目的の説明を含む）を、通知の要求事項を通して保護者に知らせたが、保護者が子供にその評価を受けさせなかった場合。
- (d) 保護者がとった行動において司法上の不当性が発見された際。

しかし、以下の場合、保護者が通知しなかったとしても、払い戻しの費用は減額又は拒否の対象にならない場合があります。

- (a) 保護者が文盲で英語を書くことができない場合。
- (b) 要求事項に従うと、お子さんが身体的に又は深く感情的に傷つけられる危険がある場合。
- (c) 学校機関が保護者に通知させなかった場合。
- (d) 保護者が要求事項についての説明がある、この権利保障に関する手続上のお知らせを受け取っていない場合。

---

### 14. 子供が成人した時点での保護者の権利移行

障害のあるお子さんが、ケンタッキー州法で成人である 18 歳になった時、LEA は保護者とお子さんの双方に通知をすることになっています。ただし、保護者が LEA に、ケンタッキー州法のもとでは、自分が後見者であると申告をした場合は例外とします。前述の通知には以下のことが明記されます。

- (a) IDEA のもとで保護者が有した全ての権利がお子さんに移行する。
- (b) お子さんが成人又は少年の連邦、州、又は地域の刑務所に入れられている場合、IDEA のもとで保護者が有した全ての権利がお子さんに移行する。

後見に関するケンタッキー州法は、障害を持つ個人の能力の様々な度合を認識します。地方裁判所は、後見人の指名及び後見権の剥奪に関する全ての訴訟手

続において独占的な管轄権を持っています。障害を持つ個人への後見は、各個人の実際の能力及び適応力に基づいて、必要な限度までのみ裁判所によって命じられることになっています。

保護者が、お子さんがある程度までの後見を必要としていると考え、自分自身が後見人となることを希望する場合は、地方裁判所に申し立てをしなければなりません。裁判所はお子さんに後見が必要か否か、どの程度の後見が必要であるかを決定します。(ケンタッキー州法のもとでは、障害を持つ個人に対して

は、部分的な後見が望ましいとしています。) お子さんにとどの程度の後見が必要か、ということに関わらず、後見権は、お子さんが自己依存心と独立心を最大限に育てられるように考えなければなりません。

後見権に関する詳細情報をご希望の方は、最寄りの地方裁判所書記官事務所、群の弁護士事務所、保護・擁護部門 (the Division of Protection and Advocacy 800/372-2988)、市民擁護部門 (Citizens Advocacy 606/491-3344) に連絡してください。

本書は連邦政府の予算で、ケンタッキー州教育委員会 [Kentucky Department of Education (KDE)] によって作成されたものです。KDE は雇用又はサービスの提供において、人種、肌の色、出身国、性別、宗教、年齢、障害による差別をせず、要請に応じて、障害を持つ個人が、全てのプログラム及び活動に参加する平等な機会を得る上で必要な補助及びサービスを含む適切な対応をします。